

本会の綱領と倫理綱領指針の見直しについて

江藤 芳浩

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



「診療放射線技師法の一部を改正する法律の施行について（平成5年4月28日 医事第40号）」が公布され、診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令が同日公布、施行された。これらの改正の趣旨は、既存の診療放射線技師業務と隣接領域にある業務について、その専門性を生かして効率的かつ適正に他職種と業務の役割分担を求める観点から、診療放射線技師の業務拡大等を行うものとされた。これにより、診療の補助としてMRI装置・US装置などを用いた検査を行うことが加えられるとともに、チーム医療の観点から、診療放射線技師は他の医療関係者との連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないこと、正当な理由なく業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り適正な医療の確保に努めなければならないこと——とされた。本

会はこの法改正と国民の期待に応えるため、1997年6月14日の第54回日本放射線技師会総会で日本放射線技師会綱領を採択し、医療を求め人びとに奉仕すること、チーム医療の一員として行動すること、専門分野の責任をまっとうすること、人びとの利益のために常に学習すること、インフォームド・コンセントを尊重し実践する——という項目を定めた。その後、会員の職業倫理を高揚させることを趣意として2004年10月に倫理高揚委員会が発足し、診療放射線技師の職業倫理とは何たるかを考え、会員の倫理意識の高揚を図るために、綱領5項目に注釈を加えた「診療放射線技師倫理綱領指針」（倫理綱領指針）を2005年4月28日に策定している。綱領や倫理綱領は、社会的価値が認められた医療行為や学術研究の社会的意義の下で制定され、使命や義務が課せられる。また多くの医療職能団体にも存在し、国外においてもISRRT（International Society of Radiographers and Radiological Technologists）が倫理綱領（Code of ethics）をホームページで公開している。

さて、従来医療の欠点を克服するため、医療従事者相互に意見交換しながら医療を行うというチーム医療の考え方が徐々に認知されるようになり、本会の倫理綱領指針策定の5年後、2010年3月19日に厚生労働省の「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書がまとめられている。さらにその4年後の2014年6月18日には、第186回通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、6月25日に公布された。この一括法には診療放射線技師法が含まれ、2015年4月1日から現在の業務拡大に伴う統一講習会が開始された。さらに現在では、医師のタスク・シフト推進に伴う法改正が検討されており、新たな業務拡大に対応するための告示研修が予定されているところである。このように本会の綱領制定から23年、倫理綱領指針策定から15年の間に、社会情勢の変化や価値観の多様化・グローバル化とともに医療制度改革が進み、それに見合った医療者の行動規範や職業倫理の順守が一層求められるようになっていく。

本会としては、診療放射線技師の行動規範と職業倫理について改めて検討する時が来ていると考え、現在、綱領見直し（特別）委員会が綱領ならびに倫理綱領指針の包括的な見直しを行っており、本年度中に策定できるよう検討を重ねているところである。新たに策定を検討している倫理綱領については、ISRRTのCode of ethicsを参考として項目や内容を精査し、本邦の診療放射線技師の職業倫理に適するものにしたと考えている。

本会の綱領を十分に認識している会員は多くないのではないかと想像するが、今回の綱領見直しと倫理綱領策定を契機に、改めて認識を深めていただければ幸いである。

（引用文献：川村拓 他、診療放射線技師の職能団体に必要とされる倫理綱領に関する検討。日放技誌, Vol.66, No.802, 2019.）